

図書館の臨時休館について

立川市図書館資料の特別整理（蔵書点検）のため、立川市図書館条例第6条の規定に基づき、次のとおり臨時休館といたしたい。

記

1 臨時休館期間及び対象館

- (1) 中央図書館 令和4年11月15日（火）～ 令和4年11月18日（金）
3日間（17日（木）の定例の休館日を除く）
- (2) 地区図書館8館
 - ①柴崎・上砂・西砂・高松 令和4年11月29日（火）～ 令和4年12月1日（木）
3日間
 - ②幸・多摩川・錦・若葉 令和4年12月13日（火）～ 令和4年12月15日（木）
3日間

2 特別整理（蔵書点検）作業

- (1) 書架にあるすべての資料のデータ入力作業
(棚単位で一括して資料のICタグを読み取り)
- (2) 蔵書点検入力データと、コンピュータ上の所蔵データ突合作業
- (3) 突合されなかった資料（不明資料、書架誤り資料）の再調査・修正
- (4) 書棚の整理・整頓・開館準備

3 周知

- (1) 「広報たちかわ」10月25日号（中央）・11月10日号（全館）・11月25日号（地区館）
に掲載
- (2) 図書館ホームページ、図書館ツイッター及び館内への掲示
- (3) 図書館カレンダーへの記載
- (4) 校長会事務連絡への記載